事　務　連　絡
令和４年７月２５日

教育庁地域教育支援部義務教育課
生活文化スポーツ局私学部私学行政課
生活福祉部
障害者施策推進部
高齢社会対策部
少子社会対策部
ご担当者様

福 祉 保 健 局 感 染 症 対 策 部
防疫・情報管理課　戦略的検査推進担当

集中的・定期的検査における濃厚接触者への対応について（依頼）

平素より、集中的・定期的検査に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

集中的・定期的検査の実施施設においては、定期的検査に加えて、濃厚接触者となった職員の待機期間の解除の判断のための検査に、集中的検査に使用する検査キットを使用できることとしています

この度、令和４年３月 16 日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和４年７月 22 日一部改正）にて、濃厚接触者の待機期間等が変更されたことに伴い、下記のとおりを変更いたしますので、ご対応をお願い申し上げます。

記

１　変更箇所

濃厚接触者となった職員が、待機期間の解除の判断のため陰性確認を行う場合の検査について

変 更 前：４日目と５日目に陰性確認を行う場合の検査
変 更 後：２日目と３日目に陰性確認を行う場合の検査

２　対応の切り替え基準日

令和４年７月２２日（金曜日）から

（担当）
福祉保健局 感染症対策部 防疫・情報管理課
電話番号：０３－５３２０－７０４９
内　　線：３４－２１９